凡例

、本書は、第一回国会から第二百八回国会までの参議院の委員会、 調査会、 憲法審査会、 合同審査会及び両院

協議会に関する事例を集録したものである。

場合、 、会派の名称を略す場合は、 国会回次を付記)。 次の略語を用いた(諸表中で当該略語が表す会派の名称が国会回次により異なる

共産……日本共産党

維新……日本維新の会

維希……日本維新の会・希望の党

明………公明会(第四十一回国会—第四十六回国会)

公明党(第四十七回国会—第九十一回国会閉会後、第百四十三回国会閉会後—第百四十六回国会閉会後、 第百四

十八回国会閉会後以降)

公明党·国民会議(第九十一回国会閉会後—第百三十一回国会閉会後)

公明(第百三十一回国会閉会後、 第百四十一回国会閉会後—第百四十三回国会閉会後

国民……国民民主党

国連……国会改革連絡会(自由党・無所属の会)

凡

例

_

自保… ……自由民主党・保守党(第百四十七回国会―第百五十五回国会閉会後)

自民…

·自由民主党 自由民主党・保守新党(第百五十五回国会閉会後-(第二十二回国会閉会後—第八十一回国会、第百七回国会—第百三十二回国会閉会後、 一第百五十七回国会閉会後)

第百三十六回

七十一 国会-回国会閉会後、 第百四十六回国会閉会後、 第百七十四回国会—第百七十七回国会閉会後、 第百五十七回国会閉会後—第百六十七回国会、 第百八十三回国会—第百九十二回国会閉会 第百六十九回国会閉会後

自由民主党・自由国民会議(第八十一回国会― 第百七回国会、 第百三十二回国会閉会後—第百三十六回国会、

百四十六回国会閉会後―第百四十七回国会)

自由民主党・無所属の会(第百六十七回国会―第百六十九回国

[会閉会後、

第百七十七回国会閉会後

一第百七十九

第

回国会閉会後、 ,第百八十一回国会閉会後—第百八十三回国会)

自由民主党・改革クラブ (第百七十一回国会閉会後 ―第百七十四回国会)

自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会(第百七十九回国会閉会後―第百八十一

回国会閉会後

自由民主党・こころ(第百九十二回国会閉会後―第百九十六回国会閉会後)

自由民主党・国民の声(第百九十六回国会閉会後以降)

自由: 日本自由党 (第一回国会)

自由党 (第七回国会—第二十二 回 国会、 第百四十一 口 [国会閉会後 第百四十七回国会、 第百四十 七回 国会閉会後

第百五十三回国会閉会後)

社会……日本社会党

(第一回国会—第十二回国会、

第二十三回国会—第百七回

国会)

日本社会党・護憲共同 (第百七回国会—第百二十四回国会閉会後

日本社会党・護憲民主連合(第百二十四回国会閉会後

—第百三十五回国会閉会後

みん… 日本: 民ク……民主クラブ 平成……平成会 第一……第一クラブ 新緑……新緑風会 新政…… 新進……新進党 社民……社会民主党・護憲連合 社三……日本社会党第三控室 同志……… 第二……第二院クラブ ……たちあがれ日本 ……民主自由党 ……みんなの党 ……第三クラブ 民主社会党 (第三十三回国会—第六十一回国会閉会後) 民主社会クラブ (第三十二回国会閉会後―第三十三回国会) 参議院同志会 新政クラブ 民社党 (第六十一回国会閉会後-第九十一回国会閉会後)

社(二)……日本社会党第二控室社(四)……日本社会党(第四控室)社(二)

h÷i

凡

例

깯

民社党・国民連合(第九十一回国会閉会後―第百十四回国会閉会後)

民社党・スポーツ・国民連合(第百十四回国会閉会後―第百二十九回国会)

民主……民主党(第一回国会—第七回国会)

日本民主党(第十九回国会閉会後―第二十二回国会)

民主党・新緑風会(第百四十二回国会―第百六十八回国会、 第百七十四回 国会閉会後 第百八十回国会閉会後

第百八十一回国会閉会後—第百九十回国会)

民主党・新緑風会・日本(第百六十八回国会―第百六十九回国会)

民主党・新緑風会・国民新・日本(第百六十九回国会―第百七十四回国会閉会後

民主党・新緑風会・国民新党 (第百八十回国会閉会後—第百八十一回国会閉会後)

国民民主党・新緑風会 (第百九十六回国会—第百九十九回国会閉会後、 第二百一回国会閉会後以降

民友……民友連

民進党・新緑風会

民緑……民主党・新緑風会

無ク……無所属クラブ

無懇……無所属懇談会

明改………公明党・改革クラブ

立憲……立憲民主党・民友会(第百九十六回国会―第百九十七回国会閉会後)

立憲民主党・民友会・希望の会(第百九十七回国会閉会後―第百九十九回国会閉会後)

立憲民主・社民(第二百一回国会閉会後以降)

緑風会

凡

例

一、「同」とあるのは、その右欄における記載と同一であることを示す。 一、予備審査のための議案には、議案名の下に(予)と記載した。

一、「一」とあるのは、該当する事項のないことを示す。

参議院委員会先例諸表

九 八 七 六 五 四 Ξ 予算又は条約につき、憲法第六十条又は第六十一条の期間が経過した事例一覧表………………… 委員会において審査中の法律案につき、 委員会・調査会提出法律案一覧表………………………………………………………………………… 二九七 目 憲法第五十九条第四項の期間が経過した事例

目